

建設工事における「快適トイレ」設置の試行要領

長野県林務部

1 目的

建設業界では、若手や女性技術者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。このため、建設現場を働きやすい環境とする取組の一環として、男女ともに快適に使用できる仮設トイレ（以下、「快適トイレ」という。）を導入し、現場環境の改善を図ることを目的に導入試行することとする。

また、建設現場での快適トイレの普及により、災害時における避難所等への設置も広がるという効果や快適トイレの一部に長野県産木材を使用してもらうことで、木材需要拡大を期待するものである。

2 試行対象

○対象工事

林務部が発注する建設工事（建築工事、森林整備業務は除く）

○対象金額

設計金額 8,000 万円以上 → 原則試行実施

設計金額 8,000 万円未満 → 受注者の希望により実施

3 快適トイレの仕様

受注者は、現場に以下の（１）～（１１）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。（１２）～（１７）については、満たしていればより快適に使用できると思われる項目であり、必須ではない。

なお、快適トイレの一部（トイレ本体の屋根、壁、床、目隠し板、案内板、洗面台等）に長野県産木材の使用を推奨する仕様、付属品としているので、可能な限り木材製品を取り入れていただくよう御配慮ください。

「快適トイレ」の仕様を満たす工夫事例集 URL:

<https://www.pref.nagano.lg.jp/rinsei/i-conrinmu.html>

【快適トイレに求める機能】

- （１）洋式便器
- （２）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- （３）臭い逆流防止機能
- （４）容易に開かない施錠機能
- （５）照明設備
- （６）衣類掛け等のフック又は荷物の置ける棚等（耐荷重を 5kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

- （７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- （８）入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）

- (9) サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- (10) 鏡と手洗器
- (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (12) 室内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
- (13) 擬音装置（機能含む）
- (14) 着替え台
- (15) 臭気対策機能の多重化
- (16) 室内温度の調節が可能な設備
- (17) 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）
- (18) 長野県産木材を使用

4 実施方法

- ・受注者は、試行対象工事の場合、快適トイレの設置をするか否かについて、以下の事項を踏まえ工事打合簿により監督員と協議を行うものとする。設置しない場合は、本要領によらず施工するものとする。
- ・現場付近に個別にトイレを設置する場合に適用する（現場事務所内にあるトイレには適用しない。）
- ・標準仕様を満たすトイレを男女別で各 1 台設置することを標準とする（女性が現場にいない場合は、この限りではない。）
- ・「快適トイレとして活用するために備える付属品」については、受注者は必ず備えるものとする。備えていないトイレは、快適トイレとしては扱わないこととする。
- ・快適トイレの流通の関係上、仕様を満たすトイレを手配できない場合は、監督員と協議のうえ、快適トイレを導入しないものとする。
- ・快適トイレを導入する際には、可能な限り、下記 5 について配慮することとする。
- ・受注者は、協議により快適トイレを設置することとなった場合、設置する旨を施工計画書に記載し、監督員に提出するものとする。また、様式-1「快適トイレチェックシート」に必要事項を記入し、パンフレット、見積りの資料とともに監督員へ工事打合せ簿にて提出するものとする。
- ・監督員は、設置前に提出された資料をもとに、「快適トイレチェックシート」のチェックを行う。
- ・監督員は、設置された快適トイレを現場または机上にて「快適トイレチェックシート」によりチェックを行う。
- ・受注者は、快適トイレに要した費用が確定したときは、速やかに見積りを監督員に提出するものとする。また、施工中においては設置した快適トイレの写真撮影を行い、工事完成時に工事完成図書に含めて監督員に提出しなければならない。

- ・監督員は、提出された見積りをもとに、快適トイレ設置に要した費用を、変更設計書に計上する。(積算方法は「6 積算について」による。)

5 快適トイレの導入に当たっての配慮事項について

建設現場で働く女性の活躍をサポートする取り組みとして、快適トイレを導入する際は、以下の(1)～(6)に配慮することとする。

(1) 全般

女性トイレの設置に当たっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞く。

(2) 設置位置

女性トイレと男性トイレや喫煙所は隣接して設置せず、一定の距離を確保する。

(3) 動線の配慮

男性トイレと女性トイレは入口を分ける等の動線の配慮をする。

(4) ドアの向き

女性トイレのドアは、開けたら真正面ということのないよう、便座と直角の向きのドアを採用するなどの工夫をする。

(5) 照明

窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映り込むことのないよう、照明をスポットライト式にするなどの工夫をする。

(6) 室温

トイレ内の室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付けるなどの配慮をする。

6 積算について

- ・発注者は、市場に快適トイレの流通が不明確であることから、当初は金額を計上せず、導入できた工事について変更契約時に計上する方法とする。
- ・快適トイレの費用は、51,000円/基・月を上限に「積算上の差額」※を計上するものとし、男女別で1台ずつ計2台まで計上できるものとする(102,000円/2基・月が上限)

※「積算上の差額」とは、実際にかかった費用から10,000円(従来品)を引いた額

- ・計上費用は、「積算上の差額」と「51,000円/基・月」を比較し、どちらか安い方の費用を共通仮設費(営繕費)に計上するものとする。
- ・ハウス型等の男女別トイレが一体型となっている場合、男女別の入口になっている場合に限り、1ハウスで102,000円/基・月上限まで計上可能とする。
- ・積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)の対象(1項目)としてよい。

7 その他

- ・従来行ってきた「女性用トイレ」を現場に設置する場合は、原則として快適トイレを設置するものとする。なお、快適トイレが手配できないなどの理由によりこれによりがたい場合は、受発注者協議のうえ決定する。
- ・災害時に避難所で使用する快適トイレが不足する場合は、避難所へ優先配備できるよう、可能な範囲で協力するものとする。

【具体的な計上方法例】

- ① 実際に導入した快適トイレ費用 70,000 円／基・月の場合（積算上の差額 60,000 円）
積算で計上する費用：51,000 円／基・月
- ② 実際に導入した快適トイレ費用 40,000 円／基・月の場合（積算上の差額 30,000 円）
積算で計上する費用：30,000 円／基・月
- ③ 実際に導入した快適トイレ費用
男女一体型ハウス 100,000 円／基・月の場合（積算上の差額 90,000 円）
積算で計上する費用：90,000 円／基・月
- ④ 実際に導入した快適トイレ費用
男女一体型ハウス 200,000 円／基・月の場合（積算上の差額 190,000 円）
積算で計上する費用：102,000 円／基・月

8 設計図書への明示

快適トイレの導入について、「現場説明書」に下記を追記する。

3（5）契約書（案）関係

快適トイレの導入について

- 本工事は、原則として快適トイレを導入する工事である。
 - ・受注者は、快適トイレの設置をするか否かについて、工事打合簿により監督員と協議を行うものとする。設置しない場合は、本要領によらず施工するものとする。
 - 詳細については、添付の「建設工事における「快適トイレ」設置の試行要領 長野県林務部」による。
- 本工事は、受注者の希望により快適トイレを導入できる工事である。
 - ・受注者は、快適トイレの設置をするか否かについて、工事打合簿により監督員と協議を行うものとする。設置しない場合は、本要領によらず施工するものとする。
 - 詳細については、添付の「建設工事における「快適トイレ」設置の試行要領 長野県林務部」による。
- 本工事は、快適トイレの設置については、対象外工事である。

9 適用

本試行要領は、令和3年2月1日以降に起工起案する工事から適用する。